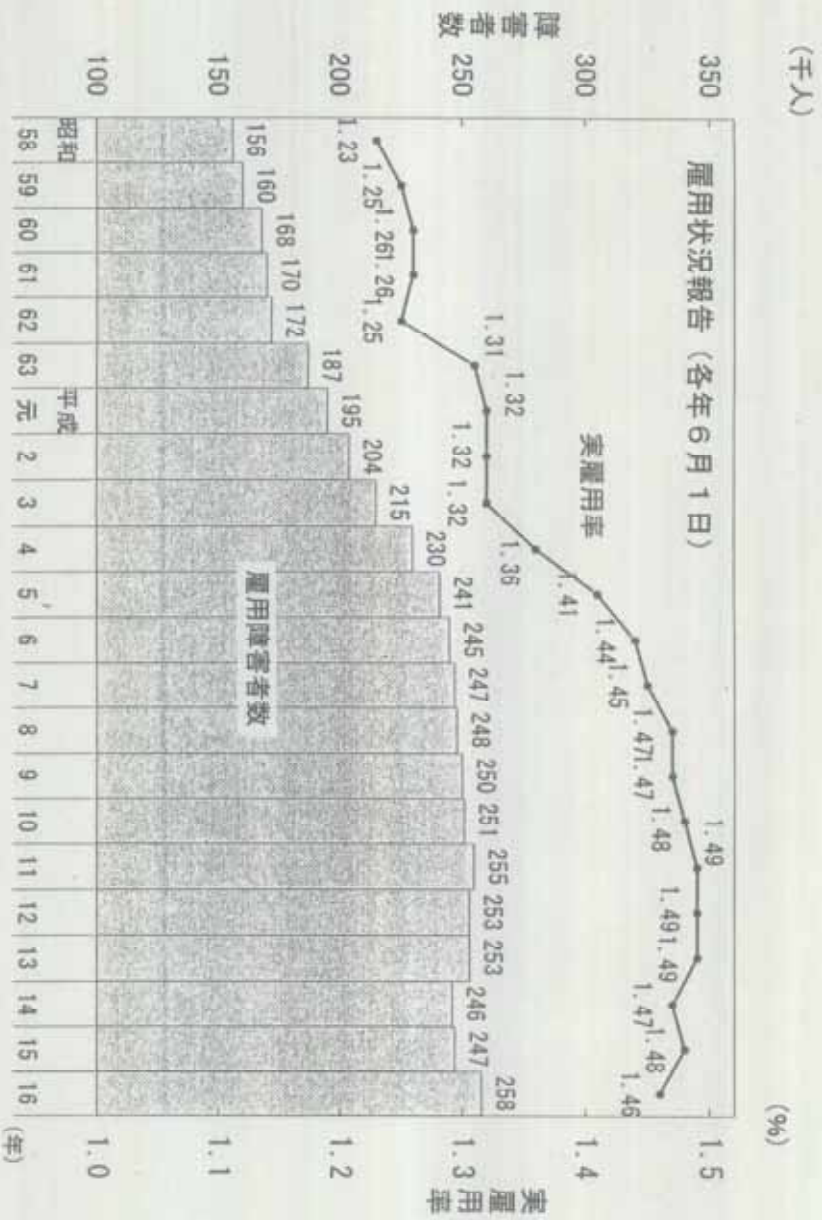


障害者雇用の現状

1. 雇用率と雇用障害者数の推移



(注) 雇用状況を報告する義務のある常用労働者56人以上規模の企業についての集計である。

(注) 障害者とは、次に掲げる者の合計数。

- ・ 昭和62年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)
- ・ 昭和63年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)
- ・ 平成4年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)
- ・ 平成5年 知的障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)
- ・ 平成5年 知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)
- ・ 平成5年 知的障害者 (重度知的障害者である短時間労働者)
- ・ 平成5年 知的障害者 (重度知的障害者である短時間労働者)

2. 障害者雇用実態調査に基づく雇用者数 (平成15年11月)

- 身体障害者 36万9千人
- 知的障害者 11万4千人
- 精神障害者 1万3千人

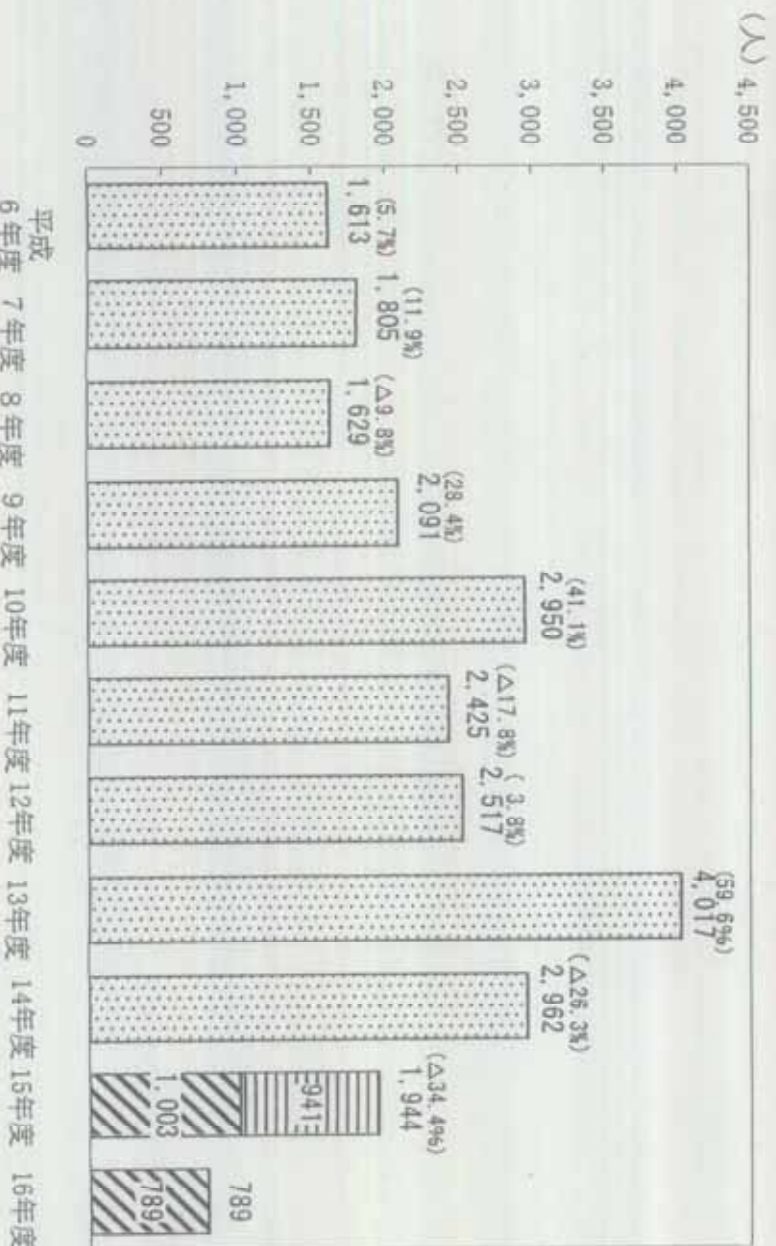
(注) 従業員5人以上規模の企業に対する調査

障害者の職業紹介状況

	新規求職申込件数		有効求職者数		就職件数		就職率	
		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期差
10年度	78,489	1.9	115,848	12.8	25,653	△9.4	32.7	△4.1
11年度	76,432	△2.6	126,254	9.0	26,446	3.1	34.6	1.9
12年度	77,612	1.5	131,957	4.5	28,361	7.2	36.5	1.9
13年度	83,557	7.7	143,777	9.0	27,072	△4.5	32.4	△4.1
14年度	85,996	2.9	155,180	7.9	28,354	4.7	33.0	0.6
15年度	88,272	2.6	153,544	△1.1	32,885	16.0	37.3	4.3
平成15年11月	5,919	△1.7	157,546	2.7	2,845	14.6	48.1	6.9
12月	5,822	13.5	156,722	2.7	2,530	26.0	43.5	4.3
平成16年1月	7,195	△0.8	157,029	2.1	2,280	20.8	31.7	5.7
2月	7,640	△1.4	155,960	0.9	2,498	14.6	32.7	4.6
3月	9,156	13.1	153,544	△1.1	4,533	13.7	49.5	0.3
4月	9,118	6.1	154,445	△0.9	3,826	15.9	42.0	3.5
5月	6,677	△3.8	155,463	△0.5	2,575	3.7	38.6	2.8
6月	7,575	18.7	156,427	△0.7	2,703	23.1	35.7	1.3
7月	6,908	△2.8	157,027	△0.5	2,570	8.8	37.2	4.0
8月	7,117	12.6	155,821	△1.1	2,356	14.8	33.1	0.6
9月	8,269	△4.2	156,448	△1.1	2,681	9.1	32.4	4.0
10月	8,674	1.3	156,371	△1.1	3,385	1.1	39.0	△0.1
11月	7,852	32.7	156,480	△0.7	3,403	19.6	43.3	△4.7

注：新規求職申込件数及び有効求職者数は年度(月)内の累計、有効求職者数は年度(月)末現在の数値。
 就職率＝(就職件数÷新規求職申込件数)×100%

障害者の解雇者数の推移



注：()内は、対前年度及び対前年同期の増減比。
 16年度については、4～9月期の件数である。
 ※平成13年度の4,017人は昭和55年度以来最高の数値。

○ 民間企業における障害者の雇用状況

区分	① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C÷② ×100	⑤ 法定雇用率未達成 企業の割合
			A. 重度障害者の所定労働時間の所定労働時間が30時間以上	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B		
一般の民間企業 [1.8%]	企業 63,993 (61,025)	人 17,667,306 (16,748,964)	人 68,539 (65,652)	人 120,861 (115,789)	人 257,939 (247,093)	1.46% (1.48)	58.3% (57.5)
特殊法人等 [2.1%]	法人 225 (137)	人 402,691 (263,010)	人 1,368 (947)	人 4,140 (3,600)	人 6,876 (5,494)	1.71% (2.09)	52.9% (34.3)

○ 国、地方公共団体における障害者の在職状況

① 法定雇用率2.1%が適用される国、地方公共団体

区分	① 職員数 (除外職員除く)	② 障害者の数			③ 実雇用率 C÷① ×100
		A. 重度障害者の所定労働時間が30時間以上	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	
国の機関 都道府県の機関 市町村の機関	人 303,269 (342,635) 353,070 (319,811) 993,557 (859,201)	人 861 (1,039) 1,996 (1,898) 5,454 (5,185)	人 4,811 (5,434) 4,294 (4,168) 10,965 (10,696)	人 6,533 (7,512) 8,286 (7,964) 21,873 (21,066)	% 2.15 (2.19) 2.28 (2.49) 2.20 (2.45)
合計	1,659,895 (1,521,647)	8,311 (8,122)	20,070 (20,298)	36,692 (36,542)	2.21 (2.40)

② 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会

区分	① 職員数 (除外職員除く)	② 障害者の数			③ 実雇用率 C÷① ×100
		A. 重度障害者の所定労働時間が30時間以上	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	
教育委員会	人 673,511 (560,779)	人 2,413 (1,880)	人 4,130 (3,220)	人 8,956 (6,980)	% 1.33 (1.24)

出典 厚生労働省職業安定局集計(平成16年6月1日現在)

注 1 常用労働者数とは、雇用労働者総数から除外率相当の数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用労働者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 A欄の「重度障害者(1週間間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者・勤務職員の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者・勤務職員の数が含まれている。障害者の数については、身体障害者としての障害者とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

3 障害者)については、身体障害者としての障害者とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは上記4以外の機関である。

5 法定雇用率2.1%が適用される機関とは上記4以外の機関である。

6 ()内は平成15年6月1日現在の数値である。

労働政策審議会意見書の概要

1. 精神障害者に対する雇用対策の強化

(1) 障害者雇用率制度の適用

精神障害者も将来的には雇用義務制度の対象とすることが考えられる。しかし、現段階では法定雇用率(現行:1.8%)はそのままに、各企業の実雇用率に精神障害者を算定することとする等により、企業の雇用の努力を評価し、雇用の促進を図ることが必要。

また、疲れやすく長時間働くことが困難な精神障害者も少なくないことから、短時間労働(週20時間以上30時間未満)も各企業の実雇用率において0.5とカウントすることが適当。

対象者の把握・確認方法は、精神障害者保健福祉手帳の所持をもって行うことが適当であり、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認の在り方について、企業にとって参考となるものを示すことが必要。

なお、上記の制度改正後は、その適用状況を踏まえ、精神障害者を雇用義務制度の対象とすることについて、具体的に検討を進めていくことが適当。

(2) 雇用支援策の充実

①休職から復職に至る過程の支援

休職から復職に至る過程やその後の雇用継続支援も含めた総合的な支援を全国の地域障害者職業センターで実施するとともに、企業内で復職支援を行うスタッフの配置に支援を行うことが適当。

②新規雇用の促進

企業等への委託訓練の活用や障害者試行雇用事業のさらなる拡充に努める必要。また、週15時間労働からの雇用支援策や常用雇用への移行等を条件にグループ就労支援を講じることが適当。

③雇用を継続するための支援

周囲とのコミュニケーションをはじめとする環境調整や労働時間への配慮等を行う必要があり、①の企業内の支援スタッフが中心となって主治医等の外部の専門機関等の活用を進めていくことが適当。